

◎質疑内容と回答について

番号	質疑内容	回答
1	<p>仕様書-6. 業務内容- (1) 調査業務- ①統計等による現状把握について-</p> <p>◎調査方法 「観光庁及び女人高野日本遺産協議会加盟自治体やその加盟自治体が所属する府県、調査会社等が出している統計書などを分析する。」とありますが、分析する参考資料は発注者様から原則提供頂けますでしょうか。受注者にて収集する必要がありますでしょうか。</p>	<p>仕様書 6 -(1)-①で【参考】として列挙している資料については委託者から提供可能です。</p> <p>その他、受託者で必要と判断される参考資料については、受託者により収集してください。</p>
2	<p>仕様書-6. 業務内容- (1) 調査業務- ②インターネット (WEB) 調査の実施について</p> <p>◎調査期間 「5日以上ただし、土・日曜日を含むこと」とありますが、5日以上に意図はありますでしょうか。WEB 調査であれば回収が5日未満で終了してしまう可能性があります。</p>	<p>より多くのデータを収集するため、調査期間を最低5日間設定するものです。求めるデータ件数の最低ラインが700件であり、700件を5日以内に収集するという主旨ではありません。</p> <p>ただし、収集したデータ件数が統計調査に必要なサンプル数として十分であることが明らかな場合は、協議の上、5日以内に調査を終了することも可能です。</p>
3	<p>実施要領-(2)業務の再委託</p> <p>「包括的な業務の再委託については認めない。但し、個別の業務の再委託については、事前に発注者と協議を行うこと。」とありますが、包括的な再委託の基準を具体的にご教示ください。また、2者共同での提案となる際は共同事業体等での提出は可能でしょうか。その際の手続き等をご教示ください。</p>	<p>仕様書 6 に掲げる(1)～(3)の業務全てを再委託することは認められません。</p> <p>また、(1)～(3)の各業務内に掲げる項目全てを再委託することは認められません。</p> <p>ただし、(1)-①等、各業務内に掲げる項目の一部を再委託することは協議により可能です。</p> <p>例： (1)～(3)を全て再委託する→不可 (1)に掲げる業務を全て再委託する→不可、 (1)に掲げる業務のうち①及び②を再委託する→可</p> <p>なお、共同事業体等によるプロポーザルの参加は認められません。</p>